

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
維持管理・運営業務委託仮契約書（案）

令和 8 年 1 月 30 日

今治市

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業
維持管理・運営業務委託仮契約書

- 1 委託業務番号
- 2 委託名 今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 維持管理・運営業務
- 3 履行場所 今治市南宝来町一丁目1番地1、3、4、6番地1、5
- 4 契約期間 契約締結日から令和27年3月31日まで
開業準備期間 令和12年4月1日から令和12年6月30日
維持管理・運営期間 令和12年7月1日から令和27年3月31日
完了期日 令和27年3月31日

- 5 契約金額 ¥_____
- (うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥_____)
- ただし、約款に従って支払われる委託費の総額は、約款第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

- 6 契約保証金 ¥_____
- (うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥_____)

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した基本契約書（以下「基本契約」という。）第7条第2項の定めるところに従い、上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって、この契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____（以下「建設JV」という。）との間の設計・建設工事請負契約（基本契約第7条第1項に定義された意味を有する。以下同じ。）により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。

この契約の証として本書●通を作成し、当事者記名押印のうえで、各自1通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、次の特約条項を付して仮契約を締結し、別途発注者及び建設JV間で締結される設計・建設工事請負契約についての今治市議会の議決をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

この契約は、設計・建設工事請負契約が今治市議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。また、この契約が本契約として成立しても、乙に対する指定管理者の指定に関する議案が今

治市議会において可決されなかった場合には、乙がこの契約を指定管理者として履行できないのみならず、必要に応じて甲がこの契約を解除できるものとし、かつ、この場合において乙にこのこと（契約解除を含む。）により損害（逸失利益を含む。）を生じた場合においても、甲は一切その賠償の責に任じない。なお、この契約中指定管理業務及び利用料金の収受に関する規定は、乙が指定管理者の指定を受けた日からその効力が生じるものとする。

令和8年12月____日

年 月 日

発注者 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治市
今治市長 徳 永 繁 樹

受注者 住所
氏名又は名称

目次

第1条（総 則）	1
第2条（この契約の目的）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	2
第4条（契約の保証）	3
第5条（業務遂行）	3
第6条（本業務の範囲）	4
第7条（業務範囲の変更）	5
第8条（第三者の使用）	5
第9条（緊急時の対応等）	5
第10条（秘密保持及び個人情報の管理）	6
第11条（業務遂行体制の整備）	6
第12条（業務の基準等）	6
第13条（業務計画書）	7
第14条（業務報告書）	7
第15条（甲による業務遂行状況の確認及び調査職員の設置）	8
第16条（甲による業務の是正勧告等）	8
第17条（委託費の支払）	9
第18条（委託費の改定）	10
第19条（委託費の減額又は支払停止）	10
第20条（委託費の返還）	10
第21条（代理受領）	10
第22条（セルフモニタリング）	10
第23条（利用料金）	11
第24条（施設状態等の保証）	11
第25条（損害賠償等）	11
第26条（第三者への賠償）	12
第27条（保険）	13
第28条（不可抗力発生時の対応）	13
第29条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	13
第30条（不可抗力による一部の業務遂行の免除）	14
第31条（法令変更によって発生した費用等の負担）	14
第32条（この契約の終了）	14
第33条（業務の引継ぎ等）	14
第34条（原状回復義務）	15
第35条（甲の解除権）	16
第36条（乙の解除権）	19
第37条（不可抗力又は法令変更による契約解除）	20
第38条（権利・義務の譲渡の禁止）	20
第39条（地元経済への配慮等）	20

第 40 条（契約の変更）	20
第 41 条（運営・維持管理協議会）	20
第 42 条（知的財産権）	21
第 43 条（補足）	20

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款並びに要求水準書等及び事業者提案を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約期間（以下「契約期間」といい、そのうち、開業準備期間に定める期間を「開業準備期間」、維持管理・運営期間に定める期間を「維持管理・運営期間」という。）中、本施設にて、要求水準書等及び事業者提案に示された本施設の維持管理・運営に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、甲は、本業務の遂行の対価として、乙に委託費（甲が乙に対して支払う本業務の遂行に関する対価のことをいい、特に、開業準備期間における本業務の遂行の対価を「委託費 A（開業準備費）」といい、維持管理・運営業務期間における本業務の遂行の対価を「委託費 B（指定管理料）」という。以下同じ。）を支払うものとする。

3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とし、この契約で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するほか、要求水準書に定義された意味を有するものとする。

5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計量単位は、要求水準書等及び事業者提案に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。

7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、松山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

10 乙は、募集要項及び要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、乙の当該情報及びデータの未入手が、募集要項及び要求水準書等の誤記等甲の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

11 甲は、第12条その他この契約に定める甲の承諾（甲の承諾が得られたとみなされたものを含む。）又は確認等を理由として本業務の実施その他この契約の履行の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、乙は、甲の承諾、指示又は確認等をもって、第16条、第25条その他この契約上の如何なる責任も免れることはできない。

12 基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。ただ

し、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。

(この契約の目的)

第2条 この契約は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(開業準備等)

第3条 乙は、開業準備期間において、本施設の供用開始に必要な一切の届出、申請、許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、事業日程に定めるスケジュールに支障が生じないように本施設の開業準備をしなければならない。この場合において、乙は、本項に従って行った届出、申請、許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第11条第2項の定めるところに従って館長を設置するほか、開業準備業務並びに運営業務及び維持管理業務の各業務の管理を行う業務責任者を配置し、開館式典、内覧会等の実施日までに、同条第1項の定めるところに従って業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等業務上必要な事項についての教育訓練を行い、維持管理・運営期間の開始日より供用を開始する準備を完了するものとする。

3 乙は、第12条第2項の定めるところに従って各種マニュアルを整備して、第11条第1項の定める訓練、研修等にて周知・訓育するほか、要求水準書等に定めるインターネットホームページの開設、パンフレットその他広報・宣伝活動に関する資料等の作成、利用手引きその他の利用規則の作成、供用開始前の予約受付及び利用打合せ、開館式典及び内覧会の実施、開館記念イベントの実施その他要求水準書等及び事業者提案に従って必要な開業準備業務を自らの責任及び費用負担で所定の期限までに実施するものとする。

4 乙は、前3項に定めるところに従って開業準備業務の履行を完了し、かつ、本施設の供用開始が可能となった段階で、甲に対してその旨通知を行い、甲の承認を得るものとする。

5 前各項の定めるところに従って開業準備業務を実施するにあたり、乙は、本事業が施設整備と維持管理・運営が一体の事業であり、設計・建設工事請負契約第32条に基づき本施設の引渡しの完了後に本業務の実施として、適正に本施設の維持管理を実施しながら、その開業準備を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、設計・建設工事請負契約に基づく本施設の引渡しの完了前でも、本施設の設計及び建設のそれぞれにおいて建設JVとの間で積極的に意見交換を行い、利用者の利便性の向上等の公共サービスの向上及び維持管理の効率化、修繕・更新を踏まえた事業全体のライフサイクルコストの低減を考慮した本施設の設計、建設その他建設JVによる設計・建設工事請負契約の履行（本施設の検査や引渡しを含むが、これに限られない。）に協力するほか、建設JVの施工する工事及び乙の実施する本業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、乙及び建設JVの間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、建設JVによる工事施工並びに乙による本施設における適正な本業務の実施の連携を図って相互に協力してこれらを円滑に進捗せしめ、本事業の目的を実現し、甲に損害を被らせないものとする。

6 乙は、要求水準書等及び事業者提案に従い、第11条第2項の規定に基づき設置される館長並びに本業務の各業務に係る業務責任者（配置前は予定者とする。）をして、設計・建設請

負工事契約に基づき設置された監理技術者及び主任技術者との間で認識を共有させ、連絡・調整を行わせるものとする。

(契約の保証)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。なお、当該履行保証保険の契約期間がこの契約の契約期間に満たない場合は、保険期間の終了前に更新した保険証券を甲に寄託するものとし、契約期間の満了に至るまで以後も同様とする。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、年間委託費の10分の1以上としなければならない。

3 乙が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第35条第5項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託費の変更があった場合には、保証の額が変更後の年間委託費の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 乙は、この契約の締結以降、この契約及び基本契約に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、設計・建設工事請負契約第32条に基づく本施設の引渡しの完了日から契約期間の満了までの間の本施設の維持管理を行う一方で、第3条に従って開業準備業務を実施して維持管理・運営期間の開始日までに開業準備業務を完了し、同日より本施設の供用を開始するものとする。

2 乙は、本業務その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可（指定管理者の指定、事業者提案に基づく自主事業に必要な行政財産の目的外使用許可を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を適時に取得の上で、取得した許認可を契約期間にわたって維持するために必要な条件を満たし、手続等を履践するものとする。ただし、甲の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

3 乙は、甲による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を甲の要請に従って行うものとする。

- 4 乙は、本業務の遂行にあたり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に定める「公の施設」に係る関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。乙が関係法令、関係規制等を遵守しなかったことは、乙によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。
- 5 乙は、要求水準書等に記載する要求水準（性能、機能、耐用等を含む。ただし、事業者提案における提案値がこれより厳しい場合は、事業者提案における当該提案値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。乙による要求水準書等に記載する要求水準の未達は、乙によるこの契約の債務不履行とみなされるものとする。
- 6 乙は、本施設の利用者等に関して必要な対応を行い、本業務に関する利用者や住民からの要望に応えるほか、その苦情等にも対応し、その解決を図るものとする。この場合、甲は、かかる紛争の解決につき、乙に協力するものとする。乙は、甲が住民協定等を締結する場合には当該住民協定等を十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得るよう努力しなければならない。
- 7 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行するものとする。
- 8 乙は、この契約に別段の定めがない限り、本業務の遂行のために限り、開業準備期間の開始日において甲から引き渡しを受けた本施設内の消耗品、資機材、備品等（設計・建設工事請負契約に基づき建設 J V が設置したものを含む。）を無償で 사용할 ことができる。
- 9 乙は、契約期間中、本施設内の設備、資機材、備品等を要求水準書等及び甲が定める規則等に従って管理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 10 乙は、契約期間中における本業務の遂行にあたって消費された消耗品を購入又は調達するほか、資機材、備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、当該資機材、備品等を購入又は調達するものとする。この場合、乙によって購入又は調達された当該資機材、備品等の所有権は、自主事業を実施するために乙が調達するものを除き、甲に帰属するものとする。なお、消耗品、資機材、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、委託費に含まれているものとし、委託費の支払のほか、乙は、消耗品、資機材、備品等に関し、如何なる名目によっても、何らの支払も甲に請求できないものとする。
- 11 乙は、故意又は過失により本施設内の什器、設備又は備品等をき損滅失したときは、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。
- 12 乙は、本施設に整備された太陽光発電設備で発生する電力を本施設内で全て消費するものとし、余剰電力を売電してはならない。

（本業務の範囲）

第 6 条 本業務の範囲は、要求水準書等に基づき事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 乙は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 本業務の遂行にあたって必要となるユーティリティの条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。

(業務範囲の変更)

第7条 甲は、必要と認める場合は、乙に対する通知をもって前条で定めた本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う委託費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(第三者の使用)

第8条 乙は、基本契約に定める役割分担に基づき再委託する場合を除くほか、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、基本契約に定める役割分担に基づき再委託する場合を除くほか、本業務の各業務を第三者に委任し、又は請負わせようとする場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、乙が本業務の軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。

3 基本契約又は前各項に基づく場合を含め、乙が本業務の各業務を第三者（運営事業者以外の維持管理企業及び運営企業を含む。本項において同じ。）に対して委託する場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、本業務に関して乙又はその受託者若しくは下請人が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

(緊急時の対応等)

第9条 乙は、要求水準書等及び事業者提案に基づき、安全管理に係る業務として事故防止に努め、事故及び災害発生時に備え、緊急時（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）の発生時その他重大事項（本施設の損壊、停電、機器異常等）等により被害が発生した場合といった自然災害発生時のみならず、本施設の故障時等を含む。以下同じ。）の対応、防犯対策及び防災対策について、第12条第2項の定めるところに従って甲の承認を得た運営マニュアルに基づき訓練、研修等を行うとともに、周知徹底を図るほか、利用者が安全に本施設を利用できるような対策を講じて事故防止に努めながら、利用者に急な病気やけが等が発生した時には、適切に対応するとともに、実際の緊急時においては、事故その他の事象発生時の状況と対応について詳細に記録し、速やかに甲に報告を行うとともに、要求水準書等及び事業者提案並びに業務計画書（第13条に定義する。）に基づき、自己の費用と責任により、速やかに本施設の利用停止その他必要な緊急時の対応等を講じなければならない。この場合において、乙は、必要があると認めるときは、予め、甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して、本業務実施時間の延長、関係機関への応援・協力その他緊急時の対応等をとることを請求することができる。

3 乙が第1項又は第2項の定めるところに従って緊急時の対応等をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託費の範囲において負担することが適当でないと甲が認める部分については、甲がこれを負担する。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第10条 乙又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。契約期間が満了した後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係規程に準拠し、本業務の遂行に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、別記（個人情報・特定個人情報取扱特記事項）のとおりとし、同法及び関係規程並びに乙又は本業務に適用のあるガイドライン等を遵守して、その取り扱いに十分留意し、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

(業務遂行体制の整備)

第11条 乙は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、乙は、自らの費用及び責任で確保しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める研修等を完了し、かつ要求水準書等及び事業者提案に従い、要求水準書等に示された館長及び業務責任者その他の業務従事者を設置の上で実施体制を整備し、甲に対して、それぞれ届出等を行い、その承認を各業務従事者の類型ごとに要求水準書等が定める期限までに得るものとする。
- 3 甲は、前項に定めるところの届出等を受領した後、当該業務の実施開始に先立って、本施設に関し、要求水準書等及び事業者提案に従った本業務の各業務の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。

(業務の基準等)

第12条 乙は、館長の確認及び市の承認を得て作成し、指定管理者の選定に関する資料として甲により活用される要求水準書等に示す水準及び事業者提案による提案事項を含めた本業務の各業務における業務仕様書（以下総称して「業務仕様書」という。）を遵守して、本業務を実施するものとし、乙は、事前に甲の承認を得た場合を除き、業務仕様書につき、契約期間にわたり内容の変更を行わないものとする。

- 2 乙は、本業務の実施開始に先立ち、維持管理・運営開始日以降、契約期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に関し、要求水準書等に示された要求水準に対して、事業者提案において提案された事項（水準）を反映した個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルその他マニュアル（業務仕様書を遵守したものであることを要する。以下「運営マニュアル」という。）並びに維持管理・運営期間における長期修繕計画書（以下「長期修繕計画書」という。）を作成した上で、館長の確認を受けて甲に対して提出し、要求水準書等に定める期限までに甲の承認を得るものとする。乙は、5年ごとに長期修繕計画書を更新するほか、本業務の結果を踏まえて必要に応じて長期修繕計画書及び運営マニュアルを改定するものとする。この場合、改定後速やかに、改定内容について甲の承認を得るものとする。
- 3 乙は、要求水準書等について、本業務の遂行過程において、技術的又は経済的に優れた代

替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して当該発見又は発案に基づき要求水準書等の内容（本業務に係る部分に限る。以下同じ。）の変更を提案することができる。この場合、甲は、かかる提案を受けて要求水準書等の内容の変更の必要があると認めるときは、乙の意見を踏まえて要求水準書等の内容を変更し、その変更内容を乙に通知するものとし、要求水準書等の内容の変更に伴って必要があると認めるときは、委託費を変更しなければならない。

（業務計画書）

- 第13条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、業務仕様書及び長期修繕計画書に基づき、維持管理・運営期間の各年度に関し、本業務の各業務に係る計画書（以下、その時に適用のある最新のものを総称して「業務計画書」という。）を、それぞれ作成して、甲に提出し、当該業務計画書の計画対象期間が開始する前に甲の確認を受けなければならない。乙は、甲の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、予め、変更内容について甲の確認を受けなければならない。なお、業務計画書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、甲に提出してその確認を事前に受けなければならない。
- 2 前項の定めるところに従って提出される業務計画書の全部又は一部に関し、甲は乙による本施設の維持管理・運営の状況を確認し、必要に応じて本施設の現状に即して補足、修正又は変更するよう求めることができ、乙は、かかる求めに応じ、当該業務計画書の補足、修正又は変更を行い、甲に提出してその確認を受け、甲の承諾を得るものとする。
- 3 甲は、契約期間中、随時、乙に対して、要求水準書等に示された本施設の機能及び性能を契約期間及び契約期間終了後1年以内は建築物、建築設備の修繕・更新が必要とならない状態で維持する方策について説明を求め、必要に応じ、業務計画書の補足、修正又は変更を請求することができる。乙は、かかる請求に応じ、業務計画書の補足、修正又は変更を行い、速やかに、補足、修正又は変更後の業務計画書を甲に提出してその確認を受け、甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は、最新の業務仕様書及び長期修繕計画書に基づき、前各項の定めるところに従って甲の承諾を得た当該期間を対象とする業務計画書に従い、運営マニュアルにより本業務を実施しなければならない。甲は、最新の業務仕様書及び長期修繕計画書並びに甲の承諾を得た業務計画書に基づき運営マニュアルにより本業務が行われていないと判断した場合、甲は乙に説明を求めることができ、乙は誠実にこれに対処する義務を負う。ただし、乙は、甲の承諾を得た業務計画書について、本施設の具体的な状況や、本業務の実施状況等を勘案したうえで、随時見直しを行い、常に最新・最適のものとするべく改訂するものとする。
- 5 乙は、本業務に従事する職員全員が理解し対応できるよう、業務計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。
- 6 甲は、業務計画書の確認・承諾又はその変更の請求及び確認・承諾を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（業務報告書）

- 第14条 乙は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の各業務に係る業務の遂行状況に関し、日誌、管理記録等を作成して日々記録した上で、本業務の各業務に係る報告書、台帳その他の書類（以下「業務報告書」という。）を作成し、要求水準書等に定める期限までに甲に提出することにより、要求水準書等、この契約、業務計画書及び運営マニュアルに基づく業務

仕様書遵守状況、維持管理・運営データ（本業務の実施結果としての小修繕及び定期修繕データのみならず、要求水準書等に特に定める統計・データ集計及び分析を含む。）、その他本業務の報告を甲に対して行うものとする。なお、業務報告書の様式（データ関連については形式等を含む。）等については、事前に甲に提出して甲と協議により定められたものでなければならない。

- 2 乙は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び運営マニュアルに従い、各種の点検記録、報告書等を作成し、これらを本施設内における乙の事業所内に保管しなければならない。この場合における保管の方法及び期間は、甲が乙との協議により定めるとおりとする。
- 3 乙は、甲の求めがあるときは、業務報告書の原資料その他の記録並びに業務日報その他各種の点検記録、報告書等（運営事業者その他第三者からの報告書等を含む。）を含む未提出書類を甲の閲覧又は謄写に供しなければならない。また、甲の求めがある場合、乙は、業務報告書その他乙がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして甲に提出する。
- 4 甲は、業務報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合のほか、長期修繕計画書に定める修繕計画を行わず又は業務仕様書に定める業務仕様若しくは要求水準書等及び事業者提案に定める要求水準を満たした業務を適切に実施していないと判断した場合、乙に説明を求めることができる。これらの場合、甲は、乙に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加の資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。

（甲によるモニタリング）

第15条 甲は、前条に基づく報告確認に加え、乙による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、別紙1記載のモニタリング実施要領等（以下「実施要領等」という。）によりモニタリングを行うほか、随時に、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、甲は、随時に、乙に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

- 2 乙は、実施要領等により甲が実施するモニタリングに本業務に係るデータ等の開示その他甲が必要とする協力を乙の費用負担とするほか、甲から前項の求めを受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその求めに応じなければならない。
- 3 甲は、第1項のモニタリングを理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。
- 4 前各項によるモニタリングその他確認の結果、要求水準書等及び事業者提案に定める本施設の性能、機能、耐用等（以下「施設状態等」という。）が未達であるか又は乙による本業務の遂行が業務仕様書、長期修繕計画書、業務計画書、運営マニュアル、事業者提案その他この契約上の義務の本旨を満たしていないこと（以下「要求水準等未達」という。）が判明した場合、甲は、実施要領等の定めるところによりペナルティ等を課すことができるものとする。ただし、要求水準等未達が乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにしたときは、ペナルティ等は課されないものとする。

（甲による業務の是正勧告等）

第16条 前条によるモニタリングその他本施設又は本業務の各業務の実施状況の確認の結果、要求水準等未達が判明した場合は、甲は、乙に対して、その旨を速やかに通知するものとし、

乙は、当該通知の受領後直ちに、実施要領等に定めるところに従い、原因の究明に努め、要求水準等未達が是正されるよう、本施設の補修・更新、本業務の改善等を行わなければならない。この場合、甲は、乙に対し、実施要領等に定めるところに従い、当該通知と同時に又は事後において、要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとし、要求水準等未達が是正されない場合その他甲が必要と認めるときは、乙に対し、本施設の全部又は一部の利用停止その他必要な措置を指示することができ、乙はこれに従わなければならないものとする。

- 2 前項の定める場合において、乙が本施設の補修・更新、本業務の改善等を行う場合には、乙は、その方法及び予定期間等を示した業務改善計画書を甲に速やかに提出し、甲の確認を受けるものとする。この場合において、甲が前項に基づき要求水準等未達の是正に必要な是正勧告その他の措置を講じたときは、その内容を当該業務改善計画書に反映させるものとする。
- 3 乙は、前項の定めるところに従って甲の確認を受けた業務改善計画書に従って要求水準等未達を是正するための本施設の補修・更新、本業務の改善等の措置を講じるものとし、当該措置以降に第14条の定めるところに従って甲に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、甲が講じた措置に対する対応状況を記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。
- 4 前各項の定めるところに従って実施される要求水準等未達の是正措置等に要する費用（責任の分析に要する費用を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、当該要求水準等未達が天災等（要求水準書等、事業者提案又は業務仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で甲と乙のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）その他乙の責めに帰すべからざる事由により発生したことを乙が明らかにした場合、(i)不可抗力によるときは、第29条の定めるところに従い、また、(ii)不可抗力以外の場合は甲が、当該費用を負担するものとする。この場合において費用を甲が負担する場合の負担方法については、甲と乙の協議により定めるものとする。

（委託費の支払）

第17条 甲は、本業務の遂行の対価として、乙に対して、別紙2記載の算定方法及び支払方法に従い、委託費を支払うものとする。当該委託費には、本業務の遂行に要する光熱水費その他要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、本業務の遂行にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、乙は、甲に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条若しくは第16条又は実施要領等の定めるところに従って乙が本施設の全部又は一部の利用停止を行った場合、甲は、第16条又は実施要領等の定めるところに従って委託費の減額等ができるほか、その理由の如何にかかわらず、委託費から当該利用停止により乙が支払を免れた費用を、委託費から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、乙の責めに帰すべき本施設の利用停止に基づく甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲は、委託費の支払にあたり、乙から甲への支払が必要な場合、当該支払必要額を委託費から差し引いたうえで、これを支払うことができる。
- 4 甲による委託費の支払が遅延したときは、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（委託費の改定）

第 18 条 前条にかかわらず、甲及び乙は、別紙 2 記載のとおりに委託費の改訂等を行うものとする。

（委託費の減額又は支払停止）

第 19 条 第 15 条による甲のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は、乙に対して委託費を実施要領等に従って減額又は支払停止することができるものとする。

（委託費の返還）

第 20 条 乙が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく委託費の支払後に判明した場合、甲は、乙に対し、当該虚偽記載がなければ甲が減額し得た委託費の相当額の返還を請求することができる。

2 前項の場合、乙は、当該減額されるべき委託費を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、甲が指定した返還期限の翌日時点における民法第 404 条第 2 項に定める率を乗じて計算した額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払いを請求することができる。

（代理受領）

第 21 条 乙は、甲の承諾を得て委託費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 17 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

3 甲は、前項の規定により乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に委託費の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

（セルフモニタリング）

第 22 条 乙は、この契約、要求水準書等及び事業者提案に基づき、業務仕様書及び業務計画書に従い、次の各号の定めるところに従い、本業務のサービス状況を維持改善するよう、セルフモニタリングをしなければならない。

（1）乙は、業務計画書の作成に当たり、維持管理・運営期間の開始日の 2 ヶ月前までに、要求水準書等及び事業者提案に規定する内容を踏まえ、自らが実施するセルフモニタリングの時期、項目及び内容、方法等を示した「セルフモニタリング実施計画書」を作成し、館長が内容を確認の上、甲の承認を得る。なお、作成にあたっては、甲が実施するモニタリングとの連携に十分配慮し、甲と協議を行う。

（2）乙は、前号の定めるところに従って「セルフモニタリング実施計画書」を作成するに当たり、本業務の各業務が要求水準書等に記載する要求水準を満たしていることを客観的に確認する仕組みを導入するとともに、利用者満足度調査（アンケート方式）等を行い、適切に利用者のニーズを把握し、サービスの向上につなげる仕組みを構築しなければならない。

(3) 乙は、前各号の定めるところに従って甲の承認を得た「セルフモニタリング実施計画書」に基づき、本業務において、業務仕様書に定める業務仕様等を満足するとともに、事業者提案に記載した実施項目等が確実かつ的確に実施されているかについてセルフモニタリングを実施し、セルフモニタリングの結果をとりまとめる他、自らの達成度や成果等について分析・評価を行い、その結果を第 14 条の定めるところに従って甲に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に記載して、甲に対し、その報告を行うものとする。

(4) 甲は、必要と認めた場合は、乙に対し、セルフモニタリングの内容等の追加を指示できるものとする。

(5) 乙は、前各号の定めるところに従って実施されたセルフモニタリングの結果により、要求水準等未達の恐れがあると判断した場合は、改善方法について検討し、翌年度の業務計画書に反映しなければならない。

(利用料金)

第 23 条 乙は、維持管理・運営期間において、要求水準書等及び事業者提案に定めるところにより、甲が本施設の設置条例等で定める上限額の範囲内において甲の承認を得て乙が定めた利用料金を、当該設置条例等での各規定に従い、指定管理者として本施設の利用者から徴収し、自らの収入とし、必要に応じて自らの費用と責任で利用者に還付する。かかる利用料金の収納及び還付等に関する業務については、その全てを乙の費用と責任で行い、乙は、利用料金の未収納及び還付について、その責任を甲に負担させず、如何なる場合でも損害、損失、費用等を被らせない。

2 乙は、自己の責任及び費用負担において、要求水準書等及び事業者提案、業務仕様書及び業務計画書に従って、自ら自主事業を実施するにあたり（乙から委託を受けた上で、構成員又は協力企業が乙の名の下で実施する場合を含む。）、自主事業に関して前項の定めるところに従って徴収した利用料金を含め、自主事業から得られた収入を乙又は当該自主事業の遂行者の収入とすることができる。なお、利用料金以外の自主事業に係る収入の料金設定については、次項の定めは適用されない。

3 乙は、本業務に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、第 1 項の規定に基づいて甲の承認を得て定めた利用料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。ただし、乙は、かかる変更について事前に甲の承認を得なければならない。

(施設状態等の保証)

第 24 条 乙は、契約期間中及び契約期間終了後 1 年以内は建築物、建築設備の修繕・更新が必要とならない状態で本施設の施設状態等が確保されること（以下「保証施設状態等」という。）を保証し、当該期間の全期間においてこれを維持する一切の責任を負い、保証施設状態等が確保されるために必要な措置を本業務の遂行として自己の費用と責任で行う。

2 理由の如何を問わず、保証施設状態等が確保されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、乙は、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第 25 条第 3 項に基づく損害金を支払う。ただし、本条第 4 項の適用がある場合は、この限りでない。

3 乙は、第 15 条の定める甲のモニタリング、第 22 条の定めるセルフモニタリングの結果その他本業務の実施過程で、次のいずれかの場合に該当し又はその疑義が生じたときは、自ら又は甲の請求に基づき、自己の費用で施設状態等確認検査を実施し、その結果を書面で報告

するものとする。

- (1) 運転上及び安全衛生上支障がある事態が発生した場合
- (2) 設計上（材質も含む。）、構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合
- (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

4 前項の施設状態等確認検査の結果において保証施設状態等が確保されていないことが判明した場合、乙は、これを改善して保証施設状態等を確保せしめるべく必要な措置を自己の費用と責任で講じるものとする。ただし、設計・建設工事請負契約第 45 条に基づき建設 J V に契約不適合責任を追及できると認められる場合、乙は、甲に対し、設計・建設工事請負契約に従って建設 J V に対して契約不適合責任を請求することを求めることができる。この場合、乙は、契約不適合の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか、甲が建設 J V に対して契約不適合責任を請求するために必要な協力を行う。

5 甲は、第 34 条の規定による明渡しから 1 年以内に、第 3 項各号のいずれかに該当する場合のみならず、保証施設状態等未達が生じた場合において、当該保証施設状態等未達が乙による本業務の実施その他乙の責めに帰すべき事由によるときは、乙に対し、乙に対して相当の期間を定めて乙の費用負担及び責任で本施設の補修、更新、整備その他必要な措置を講じることをもって保証施設状態等未達を改善することによる完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

6 乙が S P C である場合は、乙は、前項に基づく甲に対する義務を履行するため、第 34 条の規定による明渡しから 1 年を経過するまで解散してはならない。ただし、乙が前項に基づく甲に対する義務を建設事業者、維持管理・運営業務グループの構成企業その他甲が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。

(損害賠償等)

第 25 条 甲及び乙は、相手方が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を相手方に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるとき又はこの契約以外の事業契約に基づき損害を賠償されたときは、この限りでない。

2 乙は、故意又は過失により本施設をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた甲の損害の一切を甲に賠償しなければならない。ただし、第 27 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

3 履行期限の定めのある業務に関し、乙の責に帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求するものとする。なお、損害金の額は、当該業務に係る委託費の額につき、遅延日数につき、甲が指定した支払期限の翌日時点における民法第 404 条第 2 項に定める率を乗じて計算した額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(第三者への賠償)

第 26 条 本業務の遂行において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害（第 3 項に規

定する損害を除く。以下本条において同じ。)が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、前項に基づく損害賠償額(第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。)のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(第27条の定めるところに従って損害が保険金で賄われた部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 4 甲は、第1項の定めるところに従って乙が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 5 第1項又は第3項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

第27条 本業務の遂行にあたり、契約期間の全期間にわたり、乙は、開業準備期間及び維持管理・運営期間の期間ごとに、別紙3のとおり、保険を付保し、かつ、維持するものとする。乙は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約書及び保険証券又は保険証書の写しを甲に提出してその確認を得るものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第28条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第29条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合又は本業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、乙は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、甲は、不可抗力に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における委託費総額の100分の1に至るまでは、当該損害額及び増加費用額については、乙により負担するものとし、これを超える額については甲により負担されるものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第30条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を委託費から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第31条 契約期間中に本業務に係る法令変更(法律、政令、規則、省令、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本事業又は乙に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。以下同じ。)が行われる場合、乙は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

(1) 乙が受けることとなる影響

(2) 法令変更に関する事項の詳細

- 2 甲は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに乙と協議するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始後60日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、甲は、法令変更に対する合理的な対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の増加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲は、次の各号所定の法令変更に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害を負担する。

ア 本業務に直接関連する法令変更(ただし、本施設の維持管理・運営のみならず、広く一般に適用される法令変更並びに税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関連する税制度の新設・変更に関するもの

(2) 乙は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害の一切を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更その他のもの

- 4 法令変更により要求水準書等又は事業者提案、業務仕様書、長期修繕計画書若しくは業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により乙の本業務の実施の費用が減少するときは、甲は、乙との協議により要求水準書等の変更を行い又は事業者提案、業務仕様書、長期修繕計画書若しくは業務計画書の変更を行わせ、委託費を減額するものとする。

(この契約の終了)

第32条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時において既にこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除される

ものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 契約期間の満了日（完了期日）

(2) 甲又は乙によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 甲及び乙の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第33条 乙は、契約期間の終了（契約解除によりこの契約が終了する場合には、甲が指定する日とする。本条及び次条において同じ。）までに、甲又は甲が指定するものに対し、要求水準書等及び事業者提案に従い、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、乙は、甲の要請があるときは、甲が必要と認める期間（疑義を避けるため、甲は、必要に応じ、契約期間の満了後の期間及びこの契約の終了日以降の期間を定めることができる。）において、要求水準書等の定めるところに従い、甲又は甲が指定するものに対し、その必要とする本施設及び本業務の実施状況の視察に応ずるとともに、自己の費用で本施設の維持管理・運営に必要な情報開示、技術指導その他甲が求める協力を行うものとする。

2 乙は、前項の定めるところに従って実施すべき本業務の引継ぎその他契約期間終了時の措置について、契約期間満了3年前までに要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従って本施設の状況についてチェック・評価し、契約期間中の修繕履歴及び施設等の消耗具合を具体的に示した「建物等診断報告書」及び契約期間終了後に市が行う大規模修繕の必要な箇所及びその後の長期修繕計画についての「次期修繕提案書(案)」を甲に提出して、甲との間で協議を開始し、その結果を踏まえて必要に応じて時点修正した上で契約期間の終了の1年前までに「次期修繕提案書」を甲に提出するものとする。

(原状回復義務)

第34条 乙は、契約期間の終了までに、その管理する物品等を撤去し、維持管理・運営開始日を基準として本施設を原状に回復したうえで（ただし、期間経過に伴う通常損耗及び劣化は回復を要しないが、建物（建築、建築付帯設備）については、概ね1年以内の修繕又は更新を必要としないと判断できる状態としなければならない。）、甲から引渡しを受けた消耗品、資機材、備品と同種・同等・同量のものを本施設に備え置くほか、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに甲に本施設を明け渡さなければならない。

2 契約期間終了又は契約解除によりこの契約が終了する場合は、この契約終了日前6ヶ月前からこの契約の終了日までの間（即時契約解除の場合には、この契約終了日から6ヶ月を経過するまでの間）において、甲及び乙は、双方立会いのもと、要求水準書等に従い施設状態等の確認を行う。

3 乙は前項の施設状態等の確認完了後、その確認結果を記載した施設状態等確認報告書を作成し、確認完了の日から10日以内に甲に提出し、その承諾を得るものとする。

4 甲は、要求水準書等所定の基準のいずれかが満たされていないと認めた場合、要求水準書等所定の基準を全て満たすために必要な修繕、補修、更新その他の措置を講じることを乙に求めることができるものとし、乙は、その責めに帰すべからざる場合を除き、自己の費用と責任でこれに応じた上で、かかる対応に関して講じた改善措置等の内容とその後の施設状態等確認結果を記載した施設状態等改善報告書を作成し、速やかに甲に提出し、その承諾を得るものとする。

- 5 前各項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は本施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(甲の解除権)

第35条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、乙が次の各号のいずれかに該当することが甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約の解除をすることができない。

- (1) 第38条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 要求水準書等若しくは事業者提案又は業務計画書に定める期限内に完了すべき業務が完了しないとき。
 - (4) 第11条に基づき設置すべき業務従事者の設置その他整備すべき体制を整備しなかったとき。
 - (5) 正当な理由なく、第16条第1項の本施設の補修・更新、本業務の改善等がなされないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、乙が次の各号のいずれかに該当することが甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約の解除をすることができない。
- (1) 第38条第1項の規定に違反して委託費債権を譲渡したとき。
 - (2) 第38条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
 - (3) 第15条による甲のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、実施要領等の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき又は第16条第1項の本施設の補修・更新、本業務の改善等ができないことが明らかであるとき若しくは乙がこれを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 第36条又は第37条によらないで乙からこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等

（今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託費債権を譲渡したとき。

- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。乙が S P C であるときは、運営事業者のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他如何なる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等と認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (10) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る）。

オ その他入札談合行為があったと認められるとき。

(11) 甲が基本契約を解除したとき（基本契約第 14 条第 7 項の規定により甲が解除したとみなされる場合を含む。）。

3 甲は、前各項の規定によるほか、必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合、甲は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

4 契約期間中、甲が利用する必要がないと判断した本施設の一部又はその設備（以下「不要施設等」という。）に係る業務の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。この場合、当該解除日の 90 日前から、乙と不要施設等の利用停止に関して協議するものとし、乙は当該協議の結果に従って不要施設等の利用停止に向けた必要な措置を講じるものとする。なお、甲は、本項に基づく解除により乙又は第三者（第 8 条に基づく再委任若しくは下請先を含む。）に損害が生じたときは、やむを得ないと甲が認めるものについて賠償するものとする。

5 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、開業準備期間中は、委託費 A の総額を、また、維持管理・運営期間中は、その会計年度における委託費 B の年間支払額を、それぞれ基準額として、その 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合（次項の規定により本項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 5 項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

7 第 5 項の場合（第 2 項第 8 号乃至第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

8 第5項第1号の場合において、次の各号の定める場合に該当するときは、当該号の定めるところに従う。

(1) 第2項第10号ア及びイに掲げるいずれかに該当することによる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき又は市が特に必要と認めるときは、事業者は、第5項に基づく違約金を支払うことを要しない。

(2) この契約に関して第2項第10号ウに該当することによる場合において、次のいずれかに該当したときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、第5項に基づく違約金に加え、同項に定める基準額の10分の1に相当する金額を市の指定する期間内に支払わなければならない。

ア 第2項第10号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

イ 第2項第10号ウに規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

9 第5項及び第8項に規定する違約金の支払の請求について、甲は、基本契約第10条の定めるところに従って維持管理・運營業務グループの各構成企業に対して連帯して違約金の支払を請求できることを確認する。

10 乙は、契約の履行を理由として、第5項及び第8項の違約金を免れることができない。

11 乙が第5項及び第8項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、甲の指定する期間の満了日の翌日時点における民法第404条第2項に定める率を乗じて計算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を甲に支払わなければならない。

12 第5項及び第8項の規定は、甲に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。乙が違約金を支払った後に、実際の損害額が違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

13 甲は、この契約の終了後に第5項及び第8項並びに前項の違約金及び賠償金を請求する場合において、乙が既に解散しているときは、乙がSPCである場合を除き、維持管理企業及び運営企業に対して当該違約金及び賠償金の支払を請求するものとする。この場合において、維持管理企業及び運営企業は、連帯して当該違約金及び賠償金を支払う責任を負うものとする。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。

(1) 第7条の規定により業務範囲を変更したため委託費が3分の2以上減少したとき（ただし、同条第3項に基づき甲と乙の協議により委託費の変更等が決定された場合を

除く。) 。

(2) 第9条又は第16条の規定による本施設の全部の利用停止期間が6月を超えたとき。

(3) 第35条第4項の規定により本契約を一部解除したため、委託費が3分の2以上減少したとき(ただし、同項に基づき甲が損害賠償した場合を除く。) 。

3 第1項又は第2項の規定に定める場合が要求水準書未達その他乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、当該規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第37条 甲又は乙は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第29条第2項又は第31条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第38条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りでない。

2 乙がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の委託費債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

3 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託費債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

(地元経済への配慮等)

第39条 乙は、第8条の規定により第三者を使用する場合には、当該第三者を今治市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 乙は、第11条第2項の規定により業務従事者を雇用する場合には、可能な限り今治市内に住所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

3 乙は、消耗品、資機材、備品等に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を今治市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(契約の変更)

第40条 本業務に関し、本業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(運営・維持管理協議会)

第41条 甲及び乙は、契約期間中、要求水準書等及び事業者提案に従い、円滑な運営及び維持管理を行い、利用者へのサービス向上を図ることを目的に、甲及び乙による「運営・維持管理協議会」を設置の上、月1回定期的に(当該協議会の協議において開催頻度の変更を決定した場合には、当該変更後の頻度で)、また、必要に応じて、甲及び乙の各当事者により選任された構成員による当該協議会を開催し、事業内容(本業務の各業務の実施状況を含むが、これに限られない。以下同じ。)の報告等を行うとともに、甲の意見や要望等を踏まえ事業内容の見直し等を甲と乙の協議の上決定する。

2 前項の協議会のほか、乙は、要求水準書等に従い、市が設置する「シビックゾーン協議会

（仮称）」その他本施設の運営業務及び維持管理業務に関連する会議等について、甲の求めに応じて出席するものとする。

- 3 乙は、甲の要請その他必要に応じて、館長、運営業務責任者及び維持管理業務責任者並びに甲が必要として求める関係者を前各項の協議会、会議等に乙の費用と責任で出席させるものとする。

（知的財産権）

第42条 乙は、乙が本施設を稼働させるほか、本業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用権（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。

- 2 甲は、本施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

- 3 乙は、前項に基づく甲の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより甲に損失、損害、費用等を被らせず、甲が被った一切を補償する。

- 4 乙は、委託費は、第1項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第6項の規定に基づく著作権の譲渡等に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

- 5 甲が、この契約に基づき乙に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、甲に留保されるものとする。

- 6 乙は、この契約に基づき乙が甲に対して提供した情報、書類、図面等（プログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）を含め、以下「成果物」という。）に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを甲に対して保証し、次の各号の定めに従うものとする。

（1）成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（以下第7条から第10条において「著作権等」という。）のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に甲に譲渡する。

（2）乙は、甲に対し、次に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

ア 成果物の内容を公表すること。

イ 成果物を甲が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は甲の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

（3）乙は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は合

意を得た場合は、この限りでない。

(4) 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(5) 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとし
ないにもかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、基
本契約第 16 条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

(6) 乙は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないこと
を、甲に対して保証する。乙は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害
し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、
乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(7) 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム及びデータベースについて、
乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを
利用することができる。

(補足)

第 4 3 条 この約款に定めのない事項については、今治市契約規則（平成 17 年今治市規則第 63
号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの約款の条項の疑義については、必要
に応じて甲乙協議して定める。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領等（第15条、第16条及び第24条）

【募集要項別紙3に記載のとおり】

以 上

別紙 2 委託費の算定方法、支払方法及び改定（第 17 条及び第 18 条）

【募集要項別紙 2 に従って事業者提案に基づき規定する。】

以 上

別紙3 保険（第27条）

【要求水準書等に従って事業者提案に基づき規定する。】

以 上

別記

個人情報・特定個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、今治市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報及び特定個人情報を取り扱う際には、個人情報及び特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託)

第4 乙は、甲の許諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の許諾を得て、この契約による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(特定個人に情報の処理についての再委託)

第5 乙は、特定個人情報の処理を第三者に再委託するときは、次に掲げる事項を含め、乙自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる再委託先に限定して特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託するものとし、甲の事前の書面による同意を得なければならない。

- (1) 委託先の設備
- (2) 技術水準
- (3) 従業者に対する監督・教育の状況
- (4) その他委託先の経営環境

2 乙は再委託先との間で、この契約（この特記事項を含む。以下同じ。）と同等の内容の再委託契約を締結しなければならないものとする。また、再委託先にはこの契約により乙に課せられる安全管理義務と同等の安全管理義務を課するものとする。再委託契約の中には、再委託先が更に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合には、甲及び乙の事前の書面による同意を得るものとする規定を設けなければならない。

3 再委託先は、特定個人情報の処理の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。甲は、乙が再委託先に対して適切な監督を行っているかどうかを監督するものとする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、次2項に定める場合のほか、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、特定個人情報を、この契約に定める業務の目的以外に利用してはならない。

3 乙は、特定個人情報を、秘密として保持し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき委託業務を処理する場合若しくは第三者に特定個人情報の処理の全部又は一部を再委託する場合又は同法第19条に定める場合を除き、第三者に提供、開示等をしてはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第8 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を乙の事業所以外の場所（特定個人情報については、乙の事業所内の取扱区域（特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を

いう。)又は管理区域(特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する区域をいう。)以外の場所)に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 前項の場合において、乙は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、甲に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告する。

3 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、甲に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は当該申立ての調査解決等につき協力するものとする。

4 前項の第三者からの甲に対する申立てが、乙の責任範囲に属するときは、乙は、甲が当該申立てを解決するのに要した一切の費用を負担する。

5 特定個人情報の漏えい等に関し、甲の役職員を含む第三者から、訴訟上又は訴訟外において、乙に対する損害賠償請求等の申立てがされた場合、乙は、速やかに、甲に対し申立ての事実及び内容を通知するものとする。

6 甲が必要と判断するときは、甲は、乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で前項の申立ての解決に関する指示又は援助を行うことができる。

7 本条の定めは、この契約が完了し、又は解除された後においても有効とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。この場合において、甲の指示があるときは、その指示内容に従い、返却、廃棄その他の処分をするものとする。

(監督)

第11 甲は、この契約による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、乙から報告を徴収することができる。

2 前項の報告は、甲が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、委託業務の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告するものとし、甲は、乙に対し、書面により委託業務の遵守状況等について確認することができる。

3 甲及び乙は前項の確認の結果を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応するものとする。

(監査・検査・行政庁等への協力等)

第12 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧及び複写、乙の役員及び従業員への事情聴取等委託業務の処理状況等について監査又は検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査又は検査に協力しなければならない。

2 前項の監査又は検査の結果、乙の特定個人情報の安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。

3 乙は、甲が要求した場合は、年1回(特に必要がある場合はそれ以上)、乙の費用で、甲が指定又は認める外部機関によるセキュリティ検査を受け、甲の要求する基準を満たさなければならない。

4 乙は、甲の監督当局に対する義務の履行等(甲を対象とした監督当局による検査、報告命令、記録の提出要求に対する対応その他甲の監督当局に対する義務の履行等)を妨げることがないように、甲に対する情報提供、資料提出等必要な協力を行わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第14 乙は、前第1から第13に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。